

蓮田市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(平成26年9月1日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、蓮田市消防団の活動に積極的に協力している事業所等に対する消防団協力事業所表示証の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 蓮田市消防団の活動に協力している事業所等として第4条の認定を受けた事業所等をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 前号に規定する事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、市長に様式第1号の蓮田市消防団事業所表示申請書を提出しなければならない。

2 消防団長等は、消防団協力事業所としてふさわしい事業所等について市長に推薦することができる。

(認定)

第4条 市長は、前条の規定による認定の申請又は推薦があった場合は、次の各号に掲げる認定基準のいずれかに該当する事業所等であるときは、消防団協力事業所として認定を行うものとする。

- (1) 従業員が消防団員として3人以上入団しており、その消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (2) 消防団員として1年以上消防団活動に従事し、かつ、事業所等に1年以上勤務する者が2人以上入団しており、その消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等

(4) 消防団に災害時等に事業所の資機材等を提供又は訓練場所を提供するなど、消防団活動に協力をしている事業所等

(5) 前各号に掲げるもののほか、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

(表示証の交付)

第5条 市長は、消防団協力事業所（消防関係法令に違反している事業所は除く。）に、様式第2号の消防団協力事業所表示証（以下「表示証」という。）を交付するものとする。

(表示証の表示)

第6条 消防団協力事業所は、表示証を交付した市名、交付された年月等を付して表示することができる。

2 表示証は、次に掲げる場所等に表示することができる。

(1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、映像その他の広告

3 表示できる表示証の様式については、前条に掲げる様式第2号のほか、同様式の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第7条 市長は、様式第3号の蓮田市消防団協力事業所表示証交付整理簿を備え付け、表示証の交付に際し、表示証の交付に関する事業所等の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第8条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は次条の規定による認定の取消しの日までとする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等は、第6条に規定する表示を行うことができない。

3 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、消防団協力事業所

としての認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該認定を取り消す理由を文書で通知するものとする。

- (1) 消防団協力事業所が事業の廃止又は休止をしたとき。
- (2) 第4条に規定する認定基準に満たないこととなったとき。
- (3) 不正な手段により表示証の認定を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、消防団協力事業所として適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により消防団協力事業所の認定を取り消された事業所等は、市長へ速やかに表示証を返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第10条 市長は、消防団協力事業所の名称、蓮田市消防団への協力内容その他の事項について、市のホームページ等により公表するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。